



応援します！

ひとり親家庭

こども支援課

こども給付係 ☎(63)2172

こども支援係 ☎(63)2160

(市役所本館1階 ⑫⑬番窓口)

ひとり親家庭対象の制度のご案内

対象となる児童

(18歳になって最初の3月31日まで)

- 両親が離婚をした
- 父または母が死亡した
- 母が婚姻せずに出産した
- その他(父または母の障害・遺棄・拘禁・生死不明など)

児童扶養手当・児童育成手当

ひとり親家庭などで対象となる児童の面倒を見ている父または母、父母に代わって面倒を見ている人(養育者)に対して支給します。

※次の場合には手当が支給されません。

- ①父・母・養育者が遺族・障害・老齢年金を受けられる場合や、児童が労災の遺族補償を受けている場合など。
- ②父または母が婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む)をした場合など。

手当の額(月額)

児童1人の場合 41,720円

※児童が2人以上の場合は、加算額があります。

※所得制限により、手当の停止減額があります。

ひとり親家庭医療費助成

※手当受給開始から5年、または離婚などから7年(いずれか早いほう)が経過した人は、手当の減額除外の手続きが必要です。

ひとり親家庭などで対象となる児童の面倒を見ている父または母とその児童に対して、病院にかかったときの医療費を助成する制度です。

※年金などを受給していても対象になります。

※父または母が、婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む)をした場合などは、助成が受けられません。

※所得制限はありません。

現在、制度を受けている人へ

児童扶養手当・児童育成手当の現況届提出とひとり親家庭医療費の更新の手続きが、8月にあります。該当者には、8月当初に通知を郵送します。

制度内容や資格についての問い合わせ・相談は、こども給付係へ。

母子寡婦福祉資金貸付制度

経済的な自立やお子さんの就学などでお金が必要になったとき、資金の貸付等の相談に応じています。

日常生活支援制度

一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣しています。(有料)

母子家庭就労支援事業

- ①就労支援のためのセミナーの開催や各種情報の提供など就労支援を行います。
- ②就職に有利な資格・技能の資格を取得する時、経済的な給付制度があります。
 - ・自立支援訓練給付金…対象講座の受講料の2割を支給
 - ・高等技能訓練促進費…2年以上の修学を必要とする資格取得期間の生活費の一部、就学一時金を支給

※これらの制度を利用するには、事前に相談が必要です。詳しくは、家庭相談室へ(市役所本館1階)へお問い合わせください。

家庭相談室

悩みがあったら
ご相談ください。

☎(63)2177

電話相談や家庭訪問をしています。

